

条例要綱（案）

（前 文）

本県は、山紫水明の地であり、緑が深く広大な県土は多様な自然環境に富んでいる。また、爽やかな夏、寒気が^さ冴え渡る冬、澄んだ空気、清冽な^{れつ}水等の風土に育まれた自然の恵みは潤沢であり、人々が土地柄を巧みに生かして栽培する農作物も豊富である。

四季折々の自然と良質な原材料という条件を兼ね備えた本県は、酒造りの適地であり、清酒の蔵元やワインの醸造所等が多く所在している。そこで働く^と杜氏や醸造責任者などの知恵と技が注がれ、ふるさとに生まれた地酒は、高品質で個性豊かな魅力にあふれた貴重な地域資源である。

さらに、酒は百薬の長とも言われるように、適量の飲酒は、健康の増進にもつながり、おいしい、楽しい、うれしい、心地よい酒は、人々の生活に豊かさ^と潤いを与えるものである。一方、不適切な飲酒は健康被害を生じさせる可能性があるとともに、飲酒運転などの問題にも密接に関連することに鑑み、県民の一層の健康づくりと更なる長寿等に資するよう、飲酒に関する正しい知識を県民に啓発していくことも欠かすことはできない。

このような認識を踏まえ、県民が種々の行事や宴席において、まずは地酒や個人の嗜好^しを尊重した飲料により乾杯するとともに、地域資源としての地酒の一層の普及と振興を図り、元気で活力ある郷土の創造を図ることを目指して、この条例を制定する。

1 目 的

この条例は、地酒（本県で製造される清酒、ワイン、ビールその他の酒類をいう。）の普及の促進に関し、基本理念を定め、県及び事業者等（地酒の製造を行う事業者及び主として当該事業者により構成される団体をいう。）の取組

を明らかにするとともに、地酒の振興を図り、もって酒造業その他関連産業の発展及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

2 基本理念

地酒の普及の促進は、県及び事業者等の連携協力の下、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 地酒等（地酒その他本県で製造された飲料等をいう。）による乾杯の普及が図られること。
- (2) 個人の嗜好及び意思が尊重されること。
- (3) アルコール健康障害対策基本法（平成 25 年法律第 109 号）の規定に基づき、飲酒に関する正しい知識の普及に資するものであること。

3 県の取組

県は、基本理念にのっとり、地酒の普及の促進に資する施策を講ずるよう努めなければならない。

4 事業者等の取組

事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、地酒の普及の促進に積極的に取り組むよう努めなければならない。

5 県民の協力

県民は、県及び事業者等が行う地酒の普及の促進に係る取組に協力するよう努めるものとする。

附 則

（この条例の施行期日について定める。）